

【卸売市場における市場使用料】の
家賃支援給付金の審査実務における取扱いについて
(ガイドライン)

1. 本ガイドラインの適用範囲は、地方公共団体又は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下同じ。）第284条第1項に定める一部事務組合が開設する卸売市場とする。

2. 定義等
本ガイドラインにおいて、関係する用語は、以下のとおりとする。
 - ① 卸売市場：卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第2条第2項）は、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。

 - ② 卸売市場開設者：卸売市場開設者は、卸売市場を開設する者（法第2条第3項）として、卸売市場を建て施設・設備を整え、専ら卸売市場の管理運営主体として、場内において事業活動を行う事業者に対して、施設・設備の使用等を許可し、これを指導監督する者をいう。

 - ③ 卸売業者：卸売業者（法第2条第4項）は、出荷者から品物を集荷し、市場内の卸売場で、せり・相対取引などを行い、仲卸業者や売買参加者に販売する者をいう。

 - ④ 仲卸業者：仲卸業者（法第2条第5項）は、卸売業者から購入した品物を、場内にある仲卸店舗において、場外の小売業者や飲食店など市場に買出しにくる者（買出人）に販売する者をいう。

 - ⑤ 関連事業者：場内の関連店舗で、買出人を中心とする市場利用者に、物販やサービスの提供を行う者をいう。
注）卸売市場によって名称が異なる場合がある。

 - ⑥ 売買参加者：仲卸業者と同様に卸売業者から直接せり・相対取引によって品物を買う者（小売業者や食品加工業者など）をいう。

 - ⑦ 業務規程：中央卸売市場は法第4条第4項、地方卸売市場は法第13条第4項にそ

れぞれ定める業務規程をいう。

3. ガイドラインを提出する全国中央卸売市場協会及び全国公設地方卸売市場協議会は、公設の中央卸売市場又は地方卸売市場を開設する地方公共団体（全国公設地方卸売市場協議会にあっては、地方自治法第284条第1項に定める一部事務組合を含む。）によって組織される全国組織である。

4. ガイドラインについて

1) 特定の日又は時間のみ使用及び収益するなどの一時的な土地等の使用等でない卸売市場における市場使用料の請求・支払いは、以下の全ての要素を含むため、令和2年度補正予算に基づき措置された「家賃支援給付金」の給付審査において、給付対象となる土地・建物賃貸借契約に相当すると考えられる。

- ①賃貸人に相当する者は、賃借人に相当する者に対して、業務規程に基づき、使用指定若しくは使用許可を行い、又は賃借人に相当する者との間に協定を締結することにより、「卸売市場施設」の土地等の使用及び収益をさせること。
- ②賃借人に相当する者が、土地等を直接占有し、事業のために使用及び収益するものであること。
- ③使用・収益する債権の対価として、賃借人に相当する者は、賃貸人に相当する者に対し、業務規程に基づく市場使用料等の額に応じた金銭を支払う債務を負うこと。
- ④賃借人に相当する者による土地等の使用等が継続的に行われるものであること。
- ⑤契約の終了時に、賃借人に相当する者が使用し及び収益する土地又は建物を返還するものであること。

※賃借人に相当する者：卸売業者、仲卸業者、関連事業者、売買参加者等卸売市場に関わる業務に従事する事業者又はこれらの事業者で組織する団体をいう。以下同じ。

※賃貸人に相当する者：卸売市場開設者、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定された法人その他の団体（指定管理者）をいう。以下同じ。

2) 上記1)の債権等に基づき支払われる金銭のうち、家賃支援給付金給付規程第5条に定める「賃料等」に相当する金額は、以下の額とする。

- ・ 賃借人に相当する者それぞれの事業活動において、直接使用するものであって、卸売市場の業務規程に定める市場使用料等のうち、電力、ガス、水道等の費用を除

く、卸売市場開設者から請求のあった金額。

- なお、卸売市場開設者からの請求には、次の請求も含まれる。
 - ① 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定された法人その他の団体（指定管理者）からの請求。
 - ② 卸売市場開設者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項第1号の規定に基づき、徴収又は収納の事務を委託した者からの請求。
 - ③ 卸売市場開設者が、卸売市場に関わる業務に従事する事業者で組織する団体（例：仲卸業者組合、売買参加者組合、小売組合、市場協会）に対し、卸売市場施設の使用を一括して使用指定又は使用許可した場合における当該団体からの請求。
 - ④ 卸売市場開設者が、卸売市場に関わる業務に従事する個々の事業者に対し、卸売市場施設を使用指定又は使用許可した場合において、当該事業者で組織する団体（例：仲卸業者組合、売買参加者組合、小売組合、市場協会）が徴収を行う場合における当該団体からの徴収。
5. 申請者は、本ガイドラインを活用した家賃支援給付金の給付申請をする際には、次の添付資料を追加的に添付しなければならない。
- 本ガイドラインに適合している旨の書類（宣誓書）
 - 当該卸売市場に係る業務規程等の市場使用料の単価等を規定する条文の抜粋
 - 卸売市場施設使用指定書又は卸売市場施設使用許可書の写し（使用指定又は使用許可が事業者の組織する団体に対するものである場合は、当該団体に係る使用指定書又は使用許可書の写し）（又はこれに代わるものの写し）
 - 市場使用料に係る納入通知書兼領収書の写し（複数の市場使用料がある場合はその明細の写し）（又はこれに代わるものの写し）
 - 卸売市場開設者の担当部署の連絡先

全国中央卸売市場協会
会長 黒沼 靖

全国公設地方卸売市場協議会
会長 中平 正宏